

1 設問1

2 1. 課題1

3 (1) 将来給付の訴え(民事訴訟法135条)とは、訴訟の事実審口頭弁論終結時までに履行
4 可能な状態にならない給付請求権について給付判決を求める訴えである。

5 将来給付の訴えが認められる場合、原告はその強制執行をするための債務名義を取得
6 することができる利益を得る一方で、被告が権利成立阻却事由という不確定要素に関す
7 る立証責任と請求異議訴訟の提訴負担を負うことになる。このような将来給付の訴えの
8 性質からすれば、請求適格(135条)が認められるためには、①給付請求権の基礎とな
9 る事実又は法律関係が既に存在していること、②給付請求権が履行可能な状態になる蓋
10 然性があること、③給付内容を予め特定できること、及び④権利成立を阻却する不確定
11 要素が予め具体的に予測できるものであることを満たす必要があると解するべきであ
12 る。

13 (2) 敷金返還請求権(民法622条の2)は、賃貸借契約に付随して敷金契約を締結し、そ
14 れに基づいて敷金が賃借人から賃貸人に対して交付されたことを成立要件の一部とす
15 る。XA間で本件契約が締結され、その際、AからXに対して賃料とは別に120万円が
16 交付された事実について当事者間で争いが無い。そのため、敷金返還請求権の基礎とな
17 る事実又は法律関係が既に存在している(①)。

18 敷金返還請求権は、賃貸借終了後、不動産が明け渡された時点において、被担保債務
19 を控除した残額について発生するものである(民法622条の2第1項1号)。Xは、Y
20 らに対して生前におけるXA間の解約合意の存在を主張して賃貸借終了に基づく本件
21 建物の明渡しを求めている。しかも、Xは「8月末まで賃料の滞納はなく、本件建物を
22 きれいに使ってくれて修繕の必要もない」と主張しているため、被担保債務は存在しな
23 い。そうすると、AX間における敷金契約の存在が認められれば、120万円の敷金返還

1 請求権が発生することになる。そのため、敷金返還請求権が履行可能な状態になる蓋然
2 性がある (②)。

3 前記②で論じた事情から、敷金返還請求権の内容が 120 万円の給付請求権であること
4 を予め具体的に特定できる (③)。

5 敷金返還請求権の成立を阻却する不確定要素としては、賃貸借終了後明渡までの間に
6 Yらが明渡しを拒んだことにより賃料相当額の損害賠償請求権 (民法 415 条、709 条)
7 や不当利得返還請求権 (民法 703 条) が発生することというように、予め具体的に予測
8 できる (④)。

9 (3) したがって、請求適格を満たすから、将来給付の訴えを適法に提起することができる。

10 2. 課題 2

11 (1) 確認の利益は、①確認対象の適否、②方法選択の適否、及び③即時確定の利益により
12 判断される。

13 (2) ①は、現在の権利・法律関係についてのみ認められるのが原則である。敷金返還請求
14 権は、賃貸借終了後、明渡時点において被担保債権の控除後に残額があることを条件と
15 して当該残額について発生する条件付き権利という意味では、明渡前から存在している。
16 X Y間では被担保債務の有無や交付した金額については争いがなく敷金契約の存否に
17 ついて争われているだけだから、条件付き権利としての敷金返還請求権の存否が争われ
18 ているといってよい。したがって、確認対象は、明渡時に発生する将来の権利としての
19 具体的な敷金返還請求権ではなく、現時点で存在している条件付き権利としての敷金返
20 還請求権であるから、①を満たす。

21 条件付き権利としての敷金返還請求権の存在について確認判決の既判力 (114 条 1 項)
22 によって確定しておくこと、明渡後に賃借人が賃貸人を被告として敷金返還請求訴訟を提
23 起した場合、既判力の作用により同訴訟において賃貸人が敷金契約の存在や敷金交付の

1 事実を争うための主張・立証をすることが制限される。これは敷金をめぐる紛争の抜本
2 的解決につながり、確認訴訟の紛争解決機能が果たされるといえるから、②を満たす。

3 ③は、原告の権利・地位に現実的な危険・不安が存在する場合に認められる。前記の
4 とおり、X Y間の争いは現時点存在する条件付き権利としての敷金返還請求権に関する
5 ものだから、かかる権利について現実的な危険・不安が存在しており、③も満たす。

6 したがって、条件付き権利としての敷金返還請求権の存在の確認を求める訴えであれ
7 ば、確認の利益を満たし、適法である。

8 設問2

9 1. 課題1

10 (1) 民事訴訟法においては、裁判所が事実認定の際の心証形成の資料とすることができる
11 ものは「口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果」(247条)に限られる。

12 (2) 「口頭弁論」(148条以下)と和解期日は異なるものだから、和解期日におけるY2の
13 発言は「口頭弁論の全趣旨」に当たらない。和解期日におけるY2の発言は、当事者尋
14 問(207条)における陳述でもないから、「証拠調べの結果」にも当たらない。

15 2. 課題2

16 (1) 訴訟上の和解とは、私的自治の原則の訴訟法的反映である処分権主義を根拠とする自
17 主的紛争解決方式であり、当事者が互譲によって合意して判決によらずに訴訟を終了さ
18 せるものである。当事者は事実関係や主張立証の成功の見込みを踏まえて訴訟の帰すう
19 を想定し、様々なことを比較衡量しながら、時には裁判官とも話し合いながら、譲歩の
20 要否・内容について考え決定する。

21 (2) 仮に和解期日における当事者の発言内容を心証形成の資料にできるとすると、当事者
22 が萎縮してしまい互譲による合意に至りにくくなり和解の意義を損なわせることにな
23 るとともに、和解が成立しなかったために判決が下されるという場面において当事者に

1 対して不意打ち的な事実認定がなされるおそれがあるという問題がある。

2 設問3

3 1. 課題1

4 (1) 本件訴訟が通常共同訴訟(38条)であれば、通常共同訴訟人独立の原則(39条)が適
5 用されるため、XはY2に対する訴えのみを取り下げる(261条以下)ことができる。

6 本件訴訟が固有必要的共同訴訟であれば、40条2項が適用されるため、XはY2に対
7 する訴えのみを取り下げることができない。

8 (2) 通常共同訴訟と固有必要的共同訴訟の区別の判断では、実体法上の管理処分権の帰属
9 態様を基礎としつつ、訴訟法的政策的観点も加味するべきである。民事訴訟は実体法上
10 の権利を実現・処分する過程であるものの、当事者適格は訴訟追行権に関わるものだから
11 である。

12 賃貸人が賃借人の共同賃借人に対して賃貸借の終了を原因として賃貸不動産の明渡し
13 を求める場合における共同訴訟人の明渡義務は不可分債務であるから、賃貸人は共同訴
14 訟人に対して同時に、又は順次に明け渡しを求めることができる(民法430条、436条)。

15 また、仮に固有必要的共同訴訟だとすると、争う意思のない共同訴訟人も被告として訴
16 える必要があるとともに、訴訟の途中で共同訴訟人の一人が争う意思を失った場合であ
17 っても同人に対する訴えを維持する必要があるから、訴訟不経済である。そこで、賃貸
18 人が賃借人の共同訴訟人に対して賃貸借終了を原因として賃貸不動産の明渡しを求め
19 る訴えは通常共同訴訟であると解する。

20 したがって、本件訴訟は通常共同訴訟として通常共同訴訟人独立の原則の適用を受け
21 るから、XはY2に対する訴えのみを取り下げることができる。

22 2. 課題2

23 (1) XがY2に対する訴えのみを取り下げることができるということは、本件訴訟が通常

1 共同訴訟に当たるとのことである。

2 通常共同訴訟人間の証拠共通の原則とは、共同訴訟人の一方が提出した証拠について
3 は他の共同訴訟人が当該証拠の証拠調べの結果を援用しなくても、他の共同訴訟人に関
4 する事実認定に用いることができるという考えである。確かに、通常共同訴訟では個別
5 訴訟が束になっているにすぎないため、弁論主義が訴訟ごとに適用される。そうすると、
6 同原則を認めると弁論主義第3テーゼ（職権証拠調べの禁止）に形式的に抵触する。し
7 かし、弁論主義第3テーゼの機能は自己が証拠調べ手続きに関与していた証拠が自己に
8 関する事実認定に用いられることによる不意打ちを防止することにあるところ、共同訴
9 訟では各訴訟が同一期日に共同で実施されるため共同訴訟人は自分以外の共同訴訟人
10 が提出した証拠の取調べ手続きに関与する機会を有する。そこで、通常共同訴訟人間の証
11 拠共通の原則が認められると解する。

12 (2) 同原則を肯定すると、共同訴訟人の一方は、他方が提出した証拠によって自己に有利
13 な事実認定を受けうるという訴訟上有利な地位を取得する。原告が証拠を提出した共同
14 訴訟人に対する訴えを取り下げることにより、上記の既得の地位が失われるという事態
15 を許容すべきでない。そこで、原告が共同訴訟人の1人に対する訴えのみを取り下げ
16 ても、同人が提出した証拠を他の共同訴訟人に関する事実認定に用いることができると
17 という効果は失われないと解すべきである。

18 したがって、Y1が本件日誌の取調の結果を援用していなくても、XがY2に対する
19 訴えを取り下げた後においても、裁判所は本件日誌の取調の結果をXY1間訴訟におけ
20 る事実認定に用いてよい。 以上